

# 入札公告

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターにおいて、下記のとおり一般競争に付します。  
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和8年1月20日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局  
筑波産学連携支援センター長 田雜 征治

記

## 1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 筑波産学連携支援センター施設運転保守管理業務  
(2) 業務の概要 入札説明書のとおり  
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(4) 履行場所 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
(5) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」（建物管理等各種保守管理）で「A」の等級に格付けされている者であること。  
(4) 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
(5) 次の基準を満たす実績を有すること。  
(ア) 一敷地内に存在する建物の延べ床面積の合計が40,000m<sup>2</sup>以上の施設における設備等の運転保守管理について、過去5年間に2年以上の実績を有すること。  
(イ) 6万ボルト以上の特別高圧受変電設備と高圧受変電設備（二次変電設備）が8箇所以上の群管理を有する施設の運転保守管理について過去5年間に2年以上の実績を有すること。  
(ウ) 上記(ア)・(イ)の業務を元請けとして業務が完了していること。  
(6) つくば市又はつくば市に隣接する市町村に、本社、支社又は営業所等の事務所を2年以上有し、緊急時においては速やかに技術者を手配できる体制を整えていること。  
(7) 令和8年2月19日（木）12時00分までに入札参加申請書に必要書類を添えて提出できる者であること。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所  
〒305-8601 茨城県つくば市觀音台2-1-9  
農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センター 総務課 用度係  
電話番号 029-838-7217  
※調達ポータル上にてダウンロード可能。  
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>)

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和8年2月12日（木） 14時

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 3階 入札室

※参加希望者は令和8年2月10日（火）16時00分までに申し込むこと。

(4) 入札、開札の日時及び場所

令和8年2月27日（金） 11時00分

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 3階 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。  
詳しくは、当センターのホームページ(<https://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/>)をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。